

Y・ume プラザ (ゆめぶらざ) 利用規則

梅が丘自治会

Y・ume プラザ (ゆめぶらざ) は、梅が丘自治会の大切な財産です。会員の会費で建設され、今後維持費もかかります。また、常駐の管理人がいませんので一人一人が大切に使用し、ほかの利用者に迷惑がかからないよう責任を持って利用しましょう。

1. 利用時間： 原則として利用時間は次の3コマです。

- ①午前の部：9時～12時 ②午後の部(I)：12時～15時
③午後の部(II)：15時～18時

2. 利用料金：

(利用時間)		(利用料金)		
(コマ)	(時間帯)	「自治会員のみ」の団体	「自治会員プラス会員外」の団体	「自治会員以外」の団体
午前の部	9時～12時	無料	2,000円	3,000円
午後の部(I)	12時～15時	無料	2,000円	3,000円
午後の部(II)	15時～18時	無料	2,000円	3,000円

- (1) 利用料金は、申込時に現金で納入してください。利用料金は1コマの料金です。尚、実際の利用時間が短くても料金の精算・返金はいたしません。

- (2) 特例として、委員会が承認した団体については無料とする場合があります。

3. 申込方法：

- (1) 利用希望者は2ヶ月先まで申し込むことができます。ただし申込日は月1回です。
(2) 自治会員のみの団体については、年間利用を申し込むことができます。ただし申込日は年1回です。
(3) 申込日・時間は、別紙「Y・ume プラザ利用申込日程」を参照して下さい。
(4) 「Y・ume プラザ」事務室に備え付けの申込用紙に記入の上、利用代金を添えて事務室に提出してください。(窓口当番が受付をします。)
(5) 原則として先着順で受け付けをしますが、自治会役員・各部会の会議や行事を優先させていただきますので、あらかじめご理解頂きますようお願いいたします。

4. 利用者の遵守事項 (利用者は次の事項を必ず守って下さい。)

- (1) 利用責任者を決めて申し込んで下さい。又、責任者が利用日に来られない場合は、代理の責任者を決めて下さい。
(2) 利用時間は厳守して下さい。(利用時間内に片付けや清掃も終わらせて下さい。)
(3) 建物や器具・備品・什器等は大事に使用して下さい。又、使用したものは元の場所に返して下さい。(尚、利用者が建物や器具・備品・什器等に損害を与えた場合は、その程度により賠償を請求することがあります。)
(4) 施設内は禁煙です。又、火気の使用(カセットコンロ、アルコールランプ等)は禁止します。
(5) 利用終了後は片付け・清掃を行い、「点検確認書」に記入してから退館して下さい。(片付け・清掃については「点検確認書」に記載の内容でお願いします。)
(6) 利用者が持ち込んだ物やゴミはすべて持ち帰って下さい。(館内に捨てないで下さい。)
(7) 駐車場の設備がないため、お車での来館はお断りします。
(8) その他、「Y・ume プラザ委員会」の指示に従って下さい。 以上